

# 裁判所構成法戰時特例中改正法律案特別委員會議事速記録第一號

## 付託議案

○裁判所構成法戰時特例中改正法律案

○戰時民事特別法中改正法律案

○戰時刑事特別法中改正法律案

## 委員氏名

- |      |          |
|------|----------|
| 委員長  | 伯爵酒井 忠正君 |
| 副委員長 | 男爵伊江 朝助君 |
|      | 男爵岩倉 具榮君 |
|      | 侯爵筑波 藤麿君 |
|      | 子爵秋月 種英君 |
|      | 子爵大岡 忠綱君 |
|      | 子爵舟橋 清賢君 |
|      | 小山 松吉君   |
|      | 小原 直君    |
|      | 仁井田益太郎君  |
|      | 黑崎 定三君   |
|      | 男爵奧田 剛郎君 |
|      | 男爵倉富 鈞君  |
|      | 山岡萬之助君   |
|      | 次田大三郎君   |
|      | 太田 耕造君   |
|      | 菅澤 重雄君   |
|      | 松井貞太郎君   |
|      | 奥 主一郎君   |

昭和十八年十月二十六日(火曜日)午後四時三十九分開會

○委員長(伯爵酒井忠正君) 是ヨリ裁判所

構成法戰時特例中改正法律案外二件ノ特別委員會ヲ開會致シマス、最初ニ司法大臣ヨリ御説明ヲ煩ハシタイト思ヒマス

○國務大臣(岩村通世君) 裁判所構成法戰

時特例中改正法律案、戰時民事特別法中改正法律案及戰時刑事特別法中改正法律案ノ提案ノ理由ハ、先程本會議ニ於キマシテ御説明申シマシタ通りデゴザイマスガ、更ニ幾分敷衍ヲ致シマシテ其ノ改正理由ヲ御説明致シタイト存ジマス、司法部ニ於キマシテハ曩ニ實施セラレマシタ裁判所構成法戰時特例竝ニ是ト密接ノ關係アル戰時民事特別法及戰時刑事特別法ノ運用ニ依リマシテ、戰時下ニ於ケル裁判檢察ノ運行ヲ的確迅速ニシ、以テ其ノ本來ノ機能ノ發揚ニ努力シテ參ツクノデアリマスルガ、大東亞戰爭ハ今ヤ苛烈ナル決戰連續ノ段階ニ入り、政府ハ斷乎國內態勢ノ強化方策ヲ樹立致シマシテ、國家ノ總力ヲ擧ゲ、益、聖戰ノ目的ニ集中致シマスコトトナツタノデゴザイマス、司法部ノ部門ニ於キマシテモ、之ニ即應シ、銃後治安ノ確保ヲ圖ルト共ニ、司法ノ一層敏活ナル處理ヲ爲シ、愈、其ノ效果ヲ發揮スル爲、是等三法律ニ必要ナル改正ヲナサムトスル次第デアリマス、先ヅ裁判所構成法戰時特例ノ改正理由ニ付申述ベマスガ、今回ノ改正ノ要點ハ次ノ三點デアリマス、第一ハ民事及刑事ノ訴訟ニ付區裁判所ノ事物管理ヲ擴張スル點デアリマス、民事訴訟ニ於キマシテハ、從來區裁判所ハ裁判所構成法第十四條ノ規定ニ依リマシテ、千圓ヲ超過セザル金額又ハ價額千圓ヲ超過セザル物ニ關スル請求ニ付裁判權ヲ有シテ居タノデアリマスガ、今回之ヲ擴張致シマシテ、二千圓ヲ超過セザル金額又ハ價額二千圓ヲ超過セザル物ニ關スル請求ハ、總テ

區裁判所ノ管轄ニ屬セシメルノデアリマス、第二條ノ改正規定ガ之ニ當ル譯デアリマス、次ニ刑事訴訟ニ於キマシテハ、従前ハ裁判所構成法第十六條ノ規定ニ依リマシテ、短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ、地方裁判所ノ管轄ニナツテ居リマシタ處、裁判所構成法戰時特例第二條ノ規定ニ依リマシテ、戰時竊盜、常習竊盜等ニ付テハ之ヲ區裁判所ノ管轄トナシタノデアリマスガ、今回更ニ其ノ範圍ヲ擴張致シマシテ、短期一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ヲモ區裁判所ノ管轄トナスコトト致シマシタ、換言スレバ死刑又ハ無期ノ懲役若シクハ禁錮ニ該ル罪ヲ除キ、總テ區裁判所ノ管轄ト致スノデアリマス、但シ豫審ヲ經タルモノハ此ノ限りデハゴザイマセス、第三條ノ改正規定ガ之ニ當リマス、尤モ後ニ述ベマス戰時刑事特別法中改正法律案ニ於キマシテ、區裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ニ付キマシテモ、檢事ハ事案ノ内容ニ照シ、相當ト認メマシタ事件ハ之ヲ地方裁判所ニ起訴シ、地方裁判所ハ此ノ場合ニ於テハ、必ず自ら裁判ヲナスベキ旨ノ規定ヲ新設セムトスルノデアリマス、第二ハ、民事及刑事ノ訴訟ニ付全般的ニ控訴審ヲ省略シ、所謂二審制ヲ採用スル點デゴザイマス、民事訴訟ニ於キマシテハ、裁判所構成法戰時特例第三條ノ規定ニ依リマシテ、賃貸借ニ基ク家屋明渡シ、強制執行ニ關スル訴訟等ニ付キマシテ、又刑事訴訟ニ於キマシテハ、同法第四條ノ規定ニ依リマシテ、戰時刑事特別法ノ罪、經濟事件ノ大部分、思想事件ノ一

部分等ニ付、何レモ第一審ノ判決ニ對シ控訴ヲナスコトヲ得ズ、直接上告ヲナスコトヲ得ルモノトシテ、一部ノ訴訟ニ付キマシテ二審制ヲ採用シテ居タノデアリマスガ、今回其ノ範圍ヲ擴張致シマシテ、民事及刑事ノ訴訟ニ付全面的ニ二審制ヲ採用シ、第一審判決ニ對シテハ控訴ヲナスコトヲ得ズ、直接上告ヲナスコトヲ得ルモノト改メ、區裁判所ノナシタル判決ニ對スル上告ハ、總テ控訴院ノ管轄ニ屬セシメルノデゴザイマス、第四條及第五條ノ改正規定ガ之ニ當ルノデゴザイマス、而シテ刑事訴訟ニ於テハ、既ニ重大ナル事實ノ誤認ヲ以テ上告ノ理由ト致シテ居リマスガ、民事訴訟ニ於キマシテモ二審制トナリマスルガ爲ニ、新タニ重大ナル事實ノ誤認ヲ以テ上告ノ理由トシヨウトスルノデアリマシテ、之ヲ戰時民事特別法中ノ改正規定トシテ提案ヲ致シタ次第デゴザイマス、第三ハ、刑事ニ付キマシテモ、抗告裁判所ノ爲シタル決定ニ對シテハ、更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ザルモノトスル點デアリマス、裁判所構成法戰時特例第七條ノ規定ニ依リマシテ、民事ニ付キマシテハ、抗告裁判所ノ爲シタル決定ニ對シテハ更ニ抗告ヲ爲スコトヲ得ザルコトト相成テ居リマスルガ、刑事ニ付キマシテモ、民事ト同様所謂再抗告ハ之ヲ許サザルモノト改ムルノデアリマシテ、第七條ノ改正規定ガ是デアリマス、尙以上ノ改正ニ伴ヒマシテ、必要ナル經過規定ヲ設ケ、改正法律ハ其ノ施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ニ付テハ、原則トシテ之ヲ適用致

シマセズガ、第四條及第五條ノ改正規定ニ  
 限リ、改正法律施行後ニ第一審ノ辯論ノ終  
 結シタル訴訟ニ付テモ、之ヲ適用スル旨ノ  
 附則ヲ置イテ居リマス、次ニ戰時民事特別  
 法ノ改正理由ヲ御説明申上ゲマス、今回ノ  
 改正ハ先程申述ベマシタ裁判所構成法戰時  
 特例ノ改正ニ伴フ最少限度ノ手當ヲ致スモ  
 ノデアリマシテ、其ノ主ナル點ハ二ツアリ  
 マスガ、第一ハ事實ノ誤認ニ關シテモ上告  
 ヲ爲スコトヲ得ルモノトシ、且上告審ニ於  
 ケル事實審理ヲ認メムトスル點デアリマス  
 裁判所構成法戰時特例中改正法律案第四條  
 ニ依リマシテ、民事訴訟ハ總テ二審制ト相  
 成リ、控訴審ヲ省略致シマス關係上、所謂  
 事實審ハ第一審ニ限ルトナル譯デアリマ  
 ス、從來民事訴訟ニ於キマシテハ、刑事訴  
 訟ト異リ、上告ノ場合ニハ、法令違背ノミ  
 ヲ上告理由トシテ認メテアツタノデアリマ  
 ス、併シナガラ今回ノ裁判所構成法戰時特  
 例ノ改正ニ依リ、一般的ニ控訴審ヲ省略致  
 シマスノデ、判決ニ影響ヲ及スベキ重大ナ  
 ル事實ノ誤認ノアルコトヲ疑フニ足ル顯著  
 ナル事由ノアル場合ニハ、之ヲ上告ノ理由  
 トスルコトガ出來ルモノト致シマシタ、斯  
 カル事由ガアル場合ニハ、勿論上告審デハ  
 原判決ヲ破毀シ、事件ヲ原審ニ差戻シ、又  
 ハ同等ノ他ノ裁判所ニ移送スルコトトナル  
 ノデアリマスガ、若シ上告審ニ於テ直チニ  
 辯論ヲ開キ、事實ノ審理、判決ヲ爲スヲ適  
 當ト認メマス時ニハ其ノ方法ヲモ執ルコト  
 ヲ得ルモノトシタ次第デアリマス、第十條  
 ノ二及第十條ノ三ノ改正規定ガ即チ之ニ當  
 ルノデゴザイマス、第二點ハ裁判所構成法  
 戰時特例ノ改正ニ依リ、金額又ハ價額二千  
 圓以下ノ訴訟ガ區裁判所ノ管轄ニ屬シマス

ノデ、訴訟物ノ價額ヲ算定スルコト能ハザ  
 ル場合ニ、該訴訟ヲ地方裁判所ノ管轄トス  
 ル爲ニ、其ノ價額ヲ二千圓ヲ超過スルモノ  
 ト看做シ、以テ民事訴訟法第二十二條ノ特  
 別法ノ改正理由ヲ御説明申上ゲマス、戰  
 時刑事特別法ハ、大東亞戰爭開始直後ノ情  
 勢ニ對處スル爲、刑事ニ關スル實體及手續  
 ニ關スル規定ヲ整備シ、裁判所構成法戰時  
 特例ト相俟チ、犯罪ノ豫防鎮壓及刑事事件  
 ノ敏速ナル處理ニ相當ノ效果ヲ擧ゲ來タ  
 ノデアリマス、然ルニ戰局ノ苛烈化スルニ  
 伴ヒマシテ、銃後治安ノ確保ハ益々喫緊ノ  
 要務トナリ、司法ノ職責亦愈々重キヲ加ヘ  
 テ參ツタノデアリマス、此ノ秋ニ當リ率先  
 垂範スベキ官公吏等ニシテ、其ノ職ヲ瀆ス  
 者尙其ノ跡ヲ絶タナイノハ遺憾至極ノコト  
 デアリマシテ、延イテハ國政ノ圓滑且公正  
 ノ際綱紀ノ振肅ヲ圖ル爲、瀆職罪ニ關スル  
 刑罰ヲ加重整備スルノ必要ヲ痛感スル次第  
 デアリマス、他方刑事手續ニ於キマシテモ、  
 決戦段階ニ相應シキ一層簡素強力ナルモノ  
 ト致シ、的確敏速ナル裁判檢察ノ運用ニ依  
 リマシテ、銃後ノ治安維持ニ萬全ヲ期スル  
 ノ必要アリト存スルノデアリマス、改正ノ  
 要點ハ四點デアリマス、其ノ一點ハ瀆職罪  
 ニ關スル刑罰ヲ加重シ規定ヲ整備セシムル  
 モノデアリマス、即チ公務員ノ瀆職罪ニ對  
 シテハ全般的ニ重刑ヲ以テ之ニ臨ムコトト  
 シ、尙官公署ノ職員ガ其ノ地位ヲ利用シ、  
 他ノ官公署ノ職員ノ職務ニ屬スル事項ニ關  
 シテ職務ヲ爲スコト又ハ爲シタルコトニ付不  
 當ノ利益ヲ收受シ要求シ、又ハ約束シタル

場合ニ於キマシテモ、之ヲ收賄罪トシテ處  
 罰スルコトトシ、又公務員ニ從事スル職員ハ法  
 令ニ依ラザル場合ト雖モ之ヲ公務員ト看做  
 シ、瀆職罪ノ規定ヲ適用アルモノト致シマ  
 シタ、他方贈賄罪ニ付キマシテモ、其ノ刑  
 ヲ加重スルト共ニ、贈賄ヲ爲サシムル目的  
 ヲ以テ金品ノ交付ヲ爲シ、又ハ情ヲ知りテ  
 其ノ交付ヲ受ケタル者ヲモ處罰シ得ルコト  
 ト致シタ次第デアリマス、第十八條ノ二乃  
 至第十八條ノ七ノ改正規定ガ是デアリマス、  
 其ノ二ハ、略式手續ノ範圍ヲ擴張セムトス  
 ルモノデアリマス、即チ略式命令ハ罰金又  
 ハ科料ノ刑ヲ科スル場合ニノミ認メラレテ  
 居ルノデアリマスガ、事案ノ内容單純ニシ  
 テ犯罪ノ成立明白ナル場合ニ於キマシテハ、  
 略式命令ヲ以テ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、  
 又ハ拘留ノ刑ヲ科シ、更ニ竊盜、戰時住居  
 侵入、常習賭博等特殊ノ罪ニ付右ト同様ノ  
 條件アルトキハ三年以下ノ懲役ヲ科シ得ル  
 コトト致シ、以テ事件ノ一層敏活ナル處理  
 ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、第二十九條ノ  
 二乃至第二十九條ノ五ノ改正規定ガ是デア  
 リマス、其ノ三ハ、刑事手續ニ於ケル簡易  
 化ヲ圖ラムトスルモノデアリマス、即チ公判調  
 書ニハ被告人、證人、其ノ他ノ者ノ訊問及供述  
 ヲ記載シナケレバナラヌコトトナッテ居ルノデ  
 アリマスルガ、之ガ記載ヲ簡易ニシ、其ノ  
 供述ノ要領ノミヲ明確ニスルヲ以テ足ルモ  
 ノトシ、尙裁判所又ハ豫審判事相當ト認メ  
 タル場合ハ、證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代  
 へ、書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得ルモ  
 ノト爲サムトスルモノデアリマス、第二十  
 二條ノ二及第二十二條ノ三ノ改正規定ガ是  
 デアリマス、其ノ四ハ裁判所構成法戰時特  
 例ノ改正ニ伴ヒ、必要ナル調整ヲ爲サムト

スルモノデアリマス、即チ裁判所構成法戰  
 時特例中改正法律第三條ノ規定ニ依リマシ  
 テ、短期一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ  
 該ル罪ニシテ豫審ヲ經ザルモノハ、區裁判  
 所其ノ裁判權ヲ有スルコトト相成リマスノ  
 デ、是ガ運用ノ適正妥當ナルヲ期シマスル  
 ガ爲ニ、檢事事案ノ内容ニ照ラシ相當ト認  
 ムル場合ニ於テハ、區裁判所ノ管轄ニ屬ス  
 ル事件デアリマシテモ地方裁判所ニ公判ヲ  
 請求シ得ルコトトシ、此ノ場合ニ於テハ地  
 方裁判所ハ必ズ之ヲ審判スベキコトトハ致  
 シ、尙同改正法律第四條ニ依リ全般的ニ二  
 審制ガ採用セラレマスルノデ、辯護人ノ數  
 及選任時期ニ關スル戰時刑事特別法第二十  
 條ノ規定ヲ全般的ニ適用スルコトト致サム  
 トスルノデアリマス、第十九條及第二十五  
 條ノ二ノ改正規定ガ之ニ該當スルノデアリ  
 マス、以上ガ本法案ノ大體ノ内容デアリマ  
 スガ、尙附則ニ於テ略式手續及辯護人ノ選  
 任ニ關スル改正規定ハ、本法施行前公訴ノ  
 提起アリタル事件ニ付テハ之ヲ適用セザル  
 コトト致サムトスルモノデアリマス、以上  
 三法律案ノ大體ノ御説明ヲ申上ゲタノデア  
 リマス、何卒慎重御審議ノ上速カニ御可決  
 アラムコトヲ庶幾フ次第デアリマス、尙御  
 質問ニ依リマシテ色々御答ヲ申上ゲタイ  
 ト思ヒマス

○子爵舟橋清賢君 此ノ際此ノ法案ノ審議  
 ニ入ルニ先立チマシテ、現下國內ノ一般  
 思想ノ動向、若シ時間ニ餘裕ガアリマスレ  
 バ、戰時下ニ於ケル犯罪ノ實情、特ニ官公  
 吏、公務員ノ瀆職事犯ニ付テ、出來得レバ  
 具體的事例ヲ擧ゲテ、詳細ニ當局ノ御説明  
 ヲ伺ヒタイト思ヒマス、要スレバ秘密會ニ  
 於テ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(伯爵酒井忠正君) 只今舟橋子爵

カラ秘密會ニ致シテ質問ガ致シタイト云フ  
御話デゴザイマシタ、秘密會ニスルコトニ  
御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵酒井忠正君) ソレデハ秘密  
會ニ致シマス、規定ニ依リマシテ議員、國  
務大臣、議事ニ關係アル政府委員及ビ事務  
ヲ執ル者以外ノ方ノ御退場ヲ願ヒマス、ソ  
レデハ是ヨリ秘密會ニ移リマス

午後四時五十六分秘密會ニ移ル

午後六時九分秘密會ヲ終ル

○委員長(伯爵酒井忠正君) 秘密會ヲ閉デ  
マス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、  
本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時十分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵酒井 忠正君  
副委員長 男爵伊江 朝助君  
委員

公爵岩倉 具榮君  
子爵秋月 種英君  
子爵大岡 忠綱君  
子爵舟橋 清賢君  
小山 松吉君  
小原 直君  
黑崎 定三君  
男爵奥田 剛郎君  
男爵倉富 鈞君  
山岡萬之助君  
次田大三郎君  
太田 耕造君  
松井貞太郎君  
奥 主一郎君

政府委員

司法大臣 岩村 通世君  
司法次官 大森 洪太郎君  
司法省民事局長 齋藤 直一君  
司法省刑事局長 池田 克君

昭和十八年十月二十六日印刷

昭和十八年十月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局